



Title	<翻訳>域内市場における電子取引のための、電子本人確認と諸トラストサービスに関する欧州議会と理事会の規則（案）
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 251-299
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71493
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

域内市場における電子取引のための、電子本人確認と 諸トラストサービスに関する歐州議会と 理事会の規則（案）

平 田 健 治

はじめに

歐州委員会は、二〇一二年六月四日に、域内市場における電子取引のための、電子本人確認と諸トラストサービスに関する歐州議会と理事会の規則（案）（COM (2012) 238）を公表した。冒頭に、「説明用のメモ」と題された概説があり（一一〇頁）、その後に規則案が続く。内容は、従来の電子署名指令などで規律されていた範囲を大きく超え、多様化した電子サービスの実態にキャッチアップしようとするものであり、域内における国境を越えた人の活動（大学登録、婚姻、税申告、医療、パブリックセクタ契約入札、起業、行政事務）にともなう署名や本人確認を共通ルールの導入でより容易にする目的が唱われる。それは、電子印章、電子タイプスタンプ、電子送付サービス、ウェブサイト認証などの章のタイトルを見るだけでも看取できよう。しかも、近時の欧州連合の立法ス

タイルに合わせ、今回は、指令による完全調和という手法を越えて、規則による、国内法下の手続を介さないで、直接各加盟国法に対しても発効する手法が採られている。ただし、慎重に、電子IDカードの強制的導入や個人情報の共有化を意図するものではないとする。また、既存の各国の電子本人確認システムを尊重するため、この点では、相互承認という方法による連携を意図する。

もつとも、既存の国内法との抵触が問題となり得るところであり、比較的先進的に法改正を進めてきたドイツにおいては、そのような現状を無用にゆがめられてしまうとする危惧が多いようである。さらには、個人情報保護との関連での危惧や、規則案に含まれる概念、用語の首尾一貫性のなさ、実施法、委譲法など、下位法令に委ねる場面が多いため、規則自体からは、内容の方向性、その詳細が見えてこない不満も聞かれる。⁽¹⁾

立法過程については、EUR-Lex で見る限りでは、欧州連合内での審議は、公表直後は若干の進展があつたものの、現時点では停滞しているように見える。各国からの苦情、提案等を検討しているところであろうか。委員会は、発効まで、一、二年という予測を立てていたが、さらに長い時間がかかりそうである。二〇一四年四月三日に欧州議会第一読会が開催され、修正された規則案が採択された。

ともあれ、以上の意味で、ヨーロッパの動向として興味深い内容であるため、以下に翻訳の上、紹介するゆえんである。重要な用語は適宜原語を付記した。

なお、翻訳に当たり、冒頭の「説明のためのメモ」(EXPLANATORY MEMORANDUM) と、末尾の「立法に際しての財政にかかる声明」(LEGISLATIVE FINANCIAL STATEMENT) 並びに規則案の注を省略した。原規則案は、当初は英語版のみが入手できましたが、現在は各国版が入手できる。

域内市場における電子取引のための、電子本人確認と
諸トラストサービスに関する欧州議会と理事会の規則

（案）

欧州連合の欧州議会と理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、とりわけ一二四条を考慮し、

委員会の提案を考慮し、

加盟各国議会に立法草案を通知した後に、

欧州経済社会委員会の意見を考慮し、

欧州データ保護監視者に打診した後に、

通常の立法手続に従い、

以下の理由により…

(1) オンライン環境における信頼形成は経済発展の鍵である。信頼の不存在は、消費者、事業、行政をして、取引を電子的に行うことと新たなサービスを採用することを躊躇させる。

(2) 本規則は、事業、市民、公機関の間に安全かつシームレスな電子的対話を可能にさせ、それにより、連合内の、公的、私的オンラインサービス、電子取引の有効性を高めることで、域内市場の電子取引の信頼を高める目的とする。

(3) 一九九九年一二月一三日の電子署名のための共同体枠組に関する欧州議会と理事会の指令 1999/93/EC はもっぱら電子署名をカバーするが、安全で信頼でき容易な電子取引のための包括的な、国境や分野を超えた

枠組を提供していない。本規則は、この指令のアキ (acquis) を高め、拡張する。

(4) 委員会のヨーロッパのためのデジタルアジェンダは、デジタル経済の有効なサイクルの障害として、デジタル市場の断片化、相互運用性の欠如、サイバー犯罪の高揚を確認した。二〇一〇年の市民権レポートにおいて、委員会はさらに、ヨーロッパ市民がデジタル単一市場と域内デジタルサービスの利益から享受することを妨げる主要な問題を解決することの必要を強調した。

(5) 欧州理事会は、委員会に対して、二〇一五年までにデジタル単一市場を作り出すことを求めた、デジタル経済の主要領域における迅速な進歩をなすために、又オンラインサービスの域内利用を容易化させるごとで完全に統合されたデジタル単一市場を促進するために、特に安全な電子本人確認と認証を促進するごとに注意を払いつけ。

(6) 理事会は委員会に、デジタル単一市場への寄与をなすよう求めた、域内での主要な手段の相互承認の妥当な条件を作り出す」とで、すなわち、電子本人確認、電子文書、電子署名、電子送付サービスに関する条件と、また欧州連合内の相互運用可能な電子政府サービスに関する条件を。

(7) 欧州議会は、電子サービス、とりわけ電子署名の安全性の重要性と、汎ヨーロッパレベルでの公開鍵インフラを創出する必要を強調し、委員会に、電子署名の域内での相互運用性を確保し、インターネットを利用して行われる取引の安全性を増すために、ヨーロッパ検証機関ゲイトウェイを設立することを求めた。

(8) 域内におけるサービスに関する二〇〇六年一二月一二日の欧州議会と理事会の指令 2006/123/EC は、加盟国に対して、单一接觸点 (PSC) を確立するよう求めている、サービス活動へのアクセスと行使に関するあらゆる手続が容易に完遂できる」とを確保するために、遠隔から、電子的手段により、ふさわしい PSC

を通じ、ふさわしい権限を伴い。PSC を通じてアクセス可能な多くのオンラインサービスは、電子本人確認、電子認証、電子署名を必要とする。

(9) 多くの場合に、他の加盟国からのサービスプロバイダは、サービスへアクセスするために自己の電子本人確認を利用できない、ある国の電子本人確認は、他の加盟国では承認されないから。この電子の障害は、域内の利益を十分享受することからサービスプロバイダを排除している。相互承認された電子本人確認手段は、域内における多くのサービスの国境を越えた提供を促進し、事業者をして、公機関との交渉における多くの障害に直面しないで、国境を越えることを可能にする。

(10) 国境を越えた健康管理における患者の権利の適用に関する二〇一一年三月九日の欧州議会と理事会の指令 2011/24/EU は、eHealth について責任ある国家機関のネットワークを設けている。国境を越えた健康管理の安全と継続性を高めるためには、このネットワークが電子健康データとサービスへの国境を越えたアクセスに関するガイドラインを作成することが求められている、「国境を越えた健康管理におけるデータの可搬性を促進するための共通の本人確認と認証手段」をサポートすることも含め。電子本人確認と認証の相互承認はヨーロッパ市民にとって国境を越えた健康管理を現実化する鍵である。人が治療のために旅する場合、彼らの医療データが治療国でアクセス可能である必要がある。これは、堅牢で、安全で、信頼された電子本人確認枠組を必要とする。

(11) 本規則の目的の一つは、少なくとも公共サービスへのアクセスのために加盟国で用いられている電子本人確認手段の国境を越えた利用について存在する障害を除去することである。本規則は、加盟国で確立している、電子アイデンティティ管理システムや関連するインフラに介入する意図ではない。本規則の目的は、加

盟国で提供されている国境を越えたオンラインサービスへのアクセスに際し、安全な電子本人確認と認証が可能であることを確保することである。

(12) 加盟国は、電子本人確認の目的で、オンラインサービスへのアクセスの手段を利用もしくは導入する自由を有する。彼らは、またこれらの手段を提供するに際し私的セクターとかかわるか否かを判断しうる。加盟国は、電子本人確認スキームを通知する義務を負わない。少なくとも公共サービスもしくは特定のサービスへのアクセスのために国内レベルで用いられる電子本人確認スキームのすべてもしくは一部を通知するまたはしない選択は、加盟国による。

(13) 本規則である条件が設定される必要がある、すなわち、電子本人確認手段が承認される条件と、スキームが通知される方法。これらは、加盟国に、相互に、電子本人確認スキームに対する必要な信頼を形成するために、また通知されたスキームに含まれる電子本人確認手段を相互承認するために、役立つ。相互承認の原則は、通知する加盟国が通知の条件を満たし、当該通知が欧州連合の公報に公表されたときに適用される。しかし、このオンラインサービスへのアクセスとその申込者への最終的提供は、国内法で設定された条件下でのサービス受領権と緊密に結びつけられる。

(14) 加盟国は、電子本人確認手段の発行に私的セクターを含めるか否かを、またオンラインサービスもしくは電子取引のために必要な場合に、本人確認目的での、通知されたスキーム下で電子本人確認手段を利用するすることを私的セクターに認めるか否かを判断できる。かような電子確認手段の利用可能性は、少なくとも公的サービスに関し、既に多くの加盟国で利用されている電子本人確認と認証を私的セクターに信頼させることを可能にし、また事業と市民が国境を越えて、オンラインサービスにアクセスすることを容易にさせる。私的

セクタによる、国境を越えた、電子本人確認手段の利用を促進するために、加盟国によつて提供される認証可能性は、私的公的セクタの区別なく、信頼当事者に利用可能なものでなければならぬ。

(15) 電子本人確認手段の通知スキームの下での国境を越えた利用は、加盟国に、技術的相互運用可能性を供するに際しての協働を必要とさせる。このことは、非国内当事者に、通知された電子本人確認を検証かつ有効化するために特定のハードウェアもしくはソフトウェアを調達することを要求する、特定の国内技術ルールを排除する。他方では、トークン（例えば、スマートカード）固有の仕様に由来する、利用者における技術要件は不可避である。

(16) 加盟国の協働は、リスクの程度に応じた高レベルの信頼と安全を育成するための、通知された電子本人確認スキームの技術的相互運用可能性に資する。相互承認のための、加盟国間での情報の交換とベストプラクティスの共有は、かような協働に資する。

(17) 本規則は、電子トラストサービス利用の一般的な法的枠組を確立する。しかし、それらの利用の一般的義務を創設するのではない。特に、私法の下での任意の合意にもとづくサービスの提供をカバーしない。また、国内法や連合法で要件が規定されている、契約もしくはその他の法的義務の締結や有効性に関する側面をカバーしない。

(18) 電子トラストサービスの国境を越えた一般的利用に寄与するために、すべての加盟国における法的手続において、それらが証拠として利用できねばならない。

(19) 加盟国は、本指令で規定されているトラストサービスの閉じられたリストの一部をなすものに加え、国内レベルで、適格トラストサービスとして承認する目的で、別のタイプのトラストサービスを定義することを

妨げられない。

- (20) 技術変革のペースゆえに、本規則は、革新に開かれたアプローチを採用する。
- (21) 本規則は、技術中立である。本規則が提供する法的効果は、本規則の要件を満たす限りで、いかなる技術手段でも獲得しうる。
- (22) 域内市場における人々の信頼を高め、トラストサービスとその製品の利用を促進するために、適格トラストサービスと適格トラストサービスプロバイダの概念が導入される、適格トラストサービスの高レベルの安全性を確保するために、その要件と義務を示す目的で。
- (23) 欧州連合で施行されている、国連障害者権利憲章における義務に対応して、障害者は、トラストサービスや製品の利用を他の消費者と同じベースでできねばならない。
- (24) トラストサービスプロバイダは、個人情報の管理者であり、従つて個人情報の加工に関する個人の保護とこの情報の自由な移動に関する、一九九五年一〇月二十四日の欧州議会と理事会の指令 95/46/EC に規定されている義務に対応せねばならない。特に、情報の収集は、提供されるサービスの目的を考慮して、可能な限り最小限とされるべきである。
- (25) 監視組織は、サービスプロバイダにより情報保護立法が適切に履行されていることを確保するために、情報保護機関と協働し、情報を交換する。情報の交換は、特に安全性インシデントと個人情報違反を含む。
- (26) 単一市場における利用者の信頼を高めるために、すべてのトラストサービスプロバイダにとって、活動に関連したリスクに応じた適切な、よき安全慣行を採用することは義務である。
- (27) 証明書における仮名の利用に関する規定は、加盟国が、連合法もしくは国内法にもとづいて、人の確認を

要求することを妨げない。

(28) すべての加盟国は、適格トラストサービスの同等の安全レベルを確保するための共通の監視規定を採用すべきである。連合内でのこの要件の一貫した適用を容易にするために、加盟国は、同等の手続を採用し、この領域での監視活動とベストプラクティスに関する情報を交換する。

(29) 安全性違反もしくは完全性の喪失の場合に、関係者に適宜の情報を提供するために、安全性の違反と安全性リスク評価の通知は必須である。

(30) 委員会と加盟国が、本規則により導入された、違反通知機構の有効性を評価するために、監視組織は、要約された情報を委員会と、欧州ネットワークと情報セキュリティ庁（ENISA）に提供することを求められる。

(31) 委員会と加盟国が本規則の影響を評価するために、監視組織は適格トラストサービスの統計を提供するよう求められる。

(32) 委員会と加盟国が本規則によって導入された高められた監視機構の有効性を評価するために、監視組織は、活動について報告を求められる。この点は、監視組織相互でのよい慣行の交換の促進に役立ち、監視要件がすべての加盟国において一貫して有効に満たされているかの確認に役立つ。

(33) 適格トラストサービスの持続性と継続性を確保するため、又適格トラストサービスの継続性に対する利用者の信頼を高めるために、監視組織は、適格トラストサービスプロバイダの情報を保存し、一定の期間アクセス可能なように確保する、たとえ適格トラストサービスプロバイダが存在しなくなつたとしても。

(34) 適格トラストサービスプロバイダの監視を容易にするために、例えば、あるプロバイダが別の加盟国で

サービスを提供し、その他の監視に服さない場合、あるいはあるプロバイダのコンピュータが設立地以外の加盟国に存在する場合、加盟国の監視組織の間に相互援助システムが設置される。

(35)

トラストサービス、特に適格トラストサービスを提供することに關し、本規則で規定された要件を充足させるのは、各トラストサービスプロバイダの責任である。監視組織は、トラストサービスプロバイダがこの要件を満たすことを監視する責任を負う。

(36)

適格トラストサービスプロバイダと提供する適格トラストサービスの、信頼リストへの包含に導く、効率的開業プロセスを与えるために、見込まれる適格トラストサービスプロバイダと権限ある監視組織の間で予備的交渉が奨励される、適格トラストサービスの提供に導く適切な注意を促進する目的で。

(37)

信頼リストは、市場運営者の間での信頼を形成するために重要な要素である、それは、監視の時点でのサービスプロバイダの適格状態を示すものであるから、他方では、信頼リストは、適格状態の獲得と適格トラストサービスの提供のための、前提要件ではない、それらは本規則の要件遵守から生ずる。

(38)

公告されたかぎりで、適格トラストサービスは、公的セクター組織による行政手続もしくは形式の充足に關して、加盟国によつて設置されている信頼リストに含まれていらない理由で、拒絶されない。現在の目的のために、公的セクター組織は、別の公的機関もしくは、電子政府サービス（例えば、オンライン税申請、出生証明書の申込、電子公的調達手続への参加など）提供を委託している組織体を参照する。

(39)

電子署名の相互承認を確保するためには、高度の安全性が必要であるが、特定の場合には、例えば、域内サービスに関する欧州議会と理事会の指令 2006/123/EC の下での单一接觸点による、電子手段による手続利用の促進措置を規定する（一〇〇九年一〇月一六日の委員会決定（2009/767/EC）の文脈で、より低い安全

性の電子署名も認められる。

(40) 適格電子署名作成デバイスを署名者により第三者の管理下に委託することは可能である、適切な機構と手続が、署名者が自己の電子署名作成データ利用について唯一のコントロールを有し、適格署名要件がこのデバイス利用によって満たされるかぎりで。

(41) 署名の検証についての法的確実性を確保するために、検証する信頼当事者によって、適格電子署名のどの部分が評価されるのかについて詳述することが必要である。さらに、適格電子署名の検証を自らする意思がないか、できない信頼当事者に対して、適格検証サービスを提供し、適格信頼サービスプロバイダの要件を定義することは、このサービスに投資する、私的、公的のセクタを刺激する。この二つの点は、適格電子署名の検証を、連合レベルでのすべての当事者にとって、容易かつ便利にする。

(42) ある取引が法人の適格電子印章を必要とする場合、法人の権限ある代表者の適格電子署名も等しく認められる。

(43) 電子印章は、当該文書の由来と完全性を確保しつつ、電子文書が法人に由来することの証拠として役立つ。

(44) 本規則は、情報の長期保存を確保する、すなわち、それらが将来の技術的変更にもかかわらず検証可能であることを保障しつつ、電子署名と電子印章の法的有効性を拡張された期間を通じて確保する。

(45) 電子文書の国境を越えた利用を促進するために、本規則は、電子文書の法的効果を規定する。これは、リスク評価に依存しつつ、かつ文書の真正性、完全性が確保される条件の下で、紙文書と同等とみなされる。域内市場での国境を越えた電子取引のさらなる展開のために、国内法の下で、ある加盟国において権限ある組織によって発行された電子文書もしくはその証明されたコピーが他の加盟国において承認されることもま

た重要である。本規則は、国内法で何が原本とコピーかを決める加盟国の権利には影響せず、これらが国境を越えても同様のものとして利用できることのみを確保しようとする。

(46) 加盟国の権限ある機関が現在、彼らの書面に電子的に署名するため上級電子署名の異なる形式を利用しているから、電子的に署名された文書を受領した場合に、少なくとも、上級電子署名の多くの形式が加盟国によつて技術的にサポートされることが必要である。同様に、加盟国の権限ある機関が上級電子印章を利用する場合には、少なくとも、多くの形式の電子印章がサポートされることが必要である。

(47) 法人によつて発行された文書を確認することに加え、電子印章は、法人のデジタル資産、例えば、ソフトウェアコード、サーバなどの確認のためにも利用できる。

(48) ウェブサイトとそれを保有する人を認証できるようにすることは、ウェブサイトの偽造を困難にし、詐欺を減少させる。

(49) 本規則の技術的側面を柔軟かつ迅速に補うために、欧州連合の機能に関する条約二九〇条に従い、法規を採択する権限が委員会に委ねられる、すなわち、電子本人確認の相互運用性、トラストサービスプロバイダに要求される安全措置、サービスプロバイダを監視する承認された独立組織、信頼リスト、電子署名の安全レベルに関する要件、電子署名の適格証明書、検証、保存に関する要件、適格電子署名生成デバイスの検定の任を負う組織、電子印章の安全レベル、電子印章の適格証明書に関する要件、送付サービス間の相互運用性について。委員会が、その準備段階で、エキスパートレベルを含め、適切な打診を行うことが重要である。

(50) 委員会は、委譲法 (delegated acts) を作成する場合には、当該文書を欧州議会と理事会に、同時に、適時に、適切に通知する。

(51) 本規則の履行の統一条件を確保するために、実施権限は委員会に委ねられる、特に標準の参考番号を特定することについて、その使用は、本規則もしくは委譲法で規定される要件との一致の推定を与える。この権限は、委員会の実施権限行使に対する加盟国のコントロールのための仕組みに関するルールと一般原則を規定する二〇一一年一月一六日の欧州議会と理事会の規則 No 182/2011 に従い行使される。

(52) 法的安定性と明確性のために、指令 1999/93/EC は廃止される。

(53) 指令 1999/93/EC に従い発行された適格証明書を既に利用している市場関係者に法的安定性を与えるために、移行目的での十分な期間を規定することが必要である。また、委員会に、その時期までに実施法 (implementing acts)、委譲法を採用する手段を与えることが必要である。

(54) 本規則の目的は、加盟国によっては十分達成できないものであり、したがって行為の規模の理由から、連合レベルでよりよく達成できるものであるから、連合は、欧州連合条約五条に規定された補充性の原則に従い、措置を採用できる。当該条項に規定された、比例性の原則に従い、本規則は、目的達成に必要な限度を超えることはできない、特に委員会が加盟国の活動の調整者の役割であることに鑑み。

本指令を採用した。◆

第一章 一般規定

第一条 対象

1 本規則は、域内市場の適切な機能を確保するために、電子取引のための、電子本人確認と電子トラストサービスに関するルールを規定する。

- 2 本規則は、加盟国が、他の加盟国の通知された電子本人確認スキームに含まれる、自然人もしくは法人の電子本人確認手段を承認する条件を規定する。
- 3 本規則は、電子署名、電子印章、電子タイムスタンプ、電子文書、電子送付サービス、ウェブサイト認証のための法的枠組みを確立する。
- 4 本規則は、本規則に対応するトラストサービスと製品が域内市場で自由に流通することが認められるよう保する。

第二条 範囲

- 1 本規則は、加盟国によって、もしくはそのためにもしくはその責任で提供される電子本人確認と、連合内で確立されたトラストサービスプロバイダに適用される。
- 2 本規則は、私法の下で、任意の合意にもとづく、電子トラストサービスの提供には適用されない。
- 3 本規則は、国内法もしくは連合法により方式要件が存在する、契約もしくはその他の法的義務の締結もしくは有効性に関する側面には適用されない。

第三条 定義

本規則の目的のために、以下の定義が適用される。..

- (1) 「電子本人確認 (electronic identification)」とは、自然人もしくは法人を一義的に示す、電子形式の人確認データを用いるプロセスを意味する。

(2) 「電子本人確認手段 (electronic identification means)」とは、本条(1)で言及されるデータを含む、有形もしくは非有形のユーリックを意味し、五条で言及されるサービスにオンラインでアクセスするために利用される。

- (3) 「電子本人確認スキーム (electronic identification scheme)」とは、電子本人確認のためのシステムで、その下で、電子本人確認手段が本条(1)で言及された人に対しても発行される。
- (4) 「認証 (authentication)」とは、自然人もしくは法人の電子的本人確認、もしくは電子データの由来もしくは完全性の検証を認める電子的プロセスを意味する。
- (5) 「署名者 (signatory)」とは、電子署名を作成する自然人を意味する。
- (6) 「電子署名 (electronic signature)」とは、電子形式のデータであり、それが他の電子的データに付加されもしくは論理的に結合され、署名者が署名のために用いるものを意味する。
- (7) 「上級電子署名 (advanced electronic signature)」とは、以下の要件を満たす電子署名を意味する：
- (a) それは一義的に署名者にリンクされており、
署名者の確認が可能であり、
- (b) 高度の信頼性を伴い、署名者単独の管理の下で、用いることができる、電子署名生成データを利用する
(c) リードで作成され、
- (d) 署名後のデータ変更を発見できぬようにデータと関連づけられているもの。
- (8) 「適格電子署名 (qualified electronic signature)」とは、適格電子署名生成デバイスにより作成され、かつ適格証明書に記載され、上級電子署名を意味する。

- (9) 「電子署名生成データ (electronic signature creation data)」とは、電子署名を作成するために署名者により利用される一義的データを意味する。
- (10) 「証明書 (certificate)」とは、自然人・法人の電子署名・印鑑の検証データをそれぞれ当該証明書に結びつけ、その者のデータであることを確認する、電子証明書を意味する。
- (11) 「電子署名の適格証明書 (qualified certificate for electronic signature)」とは、電子署名をサポートするために用いられ、適格トラストサービスプロバイダにより発行され、付録Iに規定された要件を満たす証明書を意味する。
- (12) 「トラストサービス (trust service)」とは、電子署名、電子印鑑、電子タイムスタンプ、電子文書、電子送付サービス、ウェブサイト認証、電子署名・電子印鑑それぞれの証明書を含む電子証明書の、生成、検証、有効化、処理、保存からなる電子サービスを意味する。
- (13) 「適格トラストサービス (qualified trust service)」とは、本規則に規定されている適用要件を満たすトラストサービスを意味する。
- (14) 「トラストサービスプロバイダ (trust service provider)」とは、一つ以上のトラストサービスを提供する自然人もしくは法人を意味する。
- (15) 「適格トラストサービス (qualified trust service provider)」とは、本規則に規定されている要件を満たすトラストサービスプロバイダを意味する。
- (16) 「製品 (product)」とは、トラストサービス提供のために利用されるものを意図された、ハードウェア、ソフトウェア、あらかじめこれら重要な構成要素を意味する。

- (17) 「電子署名生成デバイス (electronic signature creation device)」 とは、電子署名を生成するために用いられる調整されたソフトウェアやハードウェアを意味する。
- (18) 「適格電子署名生成デバイス (qualified electronic signature creation device)」 とは、付録IIに規定された要件を満たす電子署名生成デバイスを意味する。
- (19) 「印章生成者 (creator of a seal)」 とは、電子印章を生成する法人を意味する。
- (20) 「電子印章 (electronic seal)」 とは、結合されたデータの由来と完全性を確保するために、当該電子データに付加された電子的結合された、電子形式のデータを意味する。
- (21) 「上級電子印章 (advanced electronic seal)」 とは、以下の要件を満たす電子印章を意味する：
- (a) それが印章作成者に、義的に結びつけられ、
(b) 印章作成者を特定する」とがやき、
(c) 当該印章の作成者が、高度の信頼の下で管理し、電子印章生成のために用いる、電子印章生成データを利用しつつ作成されており、
(d) のちのデータ変更が発見できる態様で、当該データと結びつけられてくるもの。
- (22) 「適格電子印章 (qualified electronic seal)」 とは、適格電子印章生成デバイスにより生成され、電子印章適格証明書によって上級電子印章を意味する。
- (23) 「電子印章生成データ (electronic seal creation data)」 とは、電子印章を生成するために電子印章作成者が用いる、義的データを意味する。
- (24) 「電子印章の適格証明書 (qualified certificate for electronic seal)」 とは、電子印章をサポートするために

用いられ、適格トラストサービスプロバイダによつて発行され、付録Ⅲに規定された要件を満たす証明書を意味する。

(25) 「電子タイムスタンプ (electronic time stamp)」とは、ある時点であるデータが存在したとの証拠を確立するため、当該電子データと特定の時点を結びつけ、電子形式のデータを意味する。

(26) 「適格電子タイムスタンプ (qualified electronic time stamp)」とは、1111条に規定されている要件を満たす電子タイムスタンプを意味する。

(27) 「電子文書 (electronic document)」とは、電子形式の文書を意味する。

(28) 「電子送付サービス (electronic delivery service)」とは、電子的手段でデータを送信し、データの送受信の証明を含め、送付されたデータの処理に関する証拠を提供し、送付されたデータを喪失、盗難、損傷もしくは無権限での変更から保護するサービスを意味する。

(29) 「適格電子送付サービス (qualified electronic delivery service)」とは、116条に規定された要件を満たす電子送付サービスを意味する。

(30) 「ウェブサイト認証適格証明書 (qualified certificate for website authentication)」とは、ウェブサイトの認証を可能にして、当該ウェブサイトを証明書が発行されたる人に結びつけ、その証明書が適格トラストサービスプロバイダにより発行され、付録Ⅳに規定された要件を満たすよつて、証明書を意味する。

(31) 「検証データ (validation data)」とは、電子署名もしくは電子印鑑を検証するために用いられるデータを意味する。

第四条 域内市場原則

- 1 ある加盟国の領域内での、他の加盟国で設立されたトラストサービスプロバイダによる、トラストサービスの提供に関しては、本規則によりカバーされる領域内の理由に関しては、何らの制約はない。
- 2 本規則に対応する製品は、域内において自由に流通することが認められる。

第二章 電子本人確認

第五条 相互承認

電子本人確認手段を用いる電子本人確認と認証が、あるオンラインサービスにアクセスするために、国内立法もしくは行政上の慣行により、必要とされる場合、別の加盟国で発行された、七条で言及される手続に従い委員会により公表されるリストに含まれるスキームに属する、電子本人確認手段は、このサービスにアクセスするために承認される。

第六条 電子本人確認スキームの通知条件

- 1 電子本人確認スキームは、以下の条件すべてを満たす場合には、七条による通知に適する。
 - 電子本人確認手段が、通知加盟国により、もしくはそのために、もしくはその責任下で、発行され、
 - 電子本人確認手段が、通知加盟国における電子本人確認を必要とするサービス、少なくともパブリックサービスにアクセスするために用いることができ、
 - 通知加盟国が、人の本人確認データが一義的に、三条(1)で言及される自然人もしくは法人に帰属させられ

ることを確保し、

(d) 通知加盟国は、オンラインでの認証可能性を、いつでも無料で、信頼当事者が電子形式で受領した、人の特定データを検証できるよう確保する。加盟国は、認証を実行しようと/orする、国外で設立された信頼当事者に、固有の技術的要件を課してはならない。通知本人確認スキームもしくは認証可能性が、破られもしくは一部改ざんされた場合には、加盟国は、遅滞なく、当該通知本人確認スキームもしくは認証可能性が、改ざんされた部分を停止もしくは無効とし、七条に従い、他の加盟国と委員会に通知し、

(e) 通知加盟国は、以下の点の責を負う。..

— (i) (c)で言及された人の特定データの一義的帰属と、

— (ii) (d)で特定された認証可能性。

2 一項(e)は、通知スキームに含まれる電子本人確認が用いられた取引の当事者の責任を妨げない。

第七条 通知

1 電子本人確認スキームを通知する加盟国は、以下の情報と、遅滞なくそれに続く変更を通知する。..

- (a) 通知される電子本人確認スキームの記述
- (b) 通知される電子本人確認スキームについて責を負う機関
- (c) 一義的個人特定子の登録を管理する者についての情報
- (d) 認証可能性の記述

通知する本人確認スキーム、認証可能性、もしくは改ざんされたその一部の停止もしくは無効化の手はず。

2 本規則の施行後六ヶ月において、委員会は、歐州連合広報において一項に従い通知された電子本人確認スキームのリストとその基本情報を公表する。

3 委員会が二項で言及した期間後に通知を受けた場合には、三ヶ月以内に当該リストを修正する。

4 委員会は、実施法により、一項と三項で言及された通知の詳細、形式、手続について定義する。この実施法は、三九条二項に言及されている検査手続に従い採用される。

第八条 協調

1 加盟国は、通知スキームに含まれる電子本人確認手段の相互運用性を確保し、それらの安全性を高めるために、協調する。

2 委員会は、リスクの程度に応じた高レベルの信頼と安全性を育成するために、一項で言及された加盟国間の協調を促進するためには必要な様式を確立する。この実施法は、特に、電子本人確認スキームにかかる情報、経験、よき慣行の交換、通知された電子本人確認スキームのピアレビュー、加盟国の権限ある機関による、電子本人確認セクタにおいて生じている重要な展開の検討を配慮する。この実施法は、三九条二項に言及されている検査手続に従い採択される。

3 委員会は、三八条に従い、最小限の技術要件を設定することにより電子本人確認手段の国境を越えた相互運用性を促進することに関して、委譲法を採択する権限を有する。

第三章 トラストサービス

翻
第一節 一般規定

第九条 責任

1 ト拉斯ツサービスプロバイダは、自己に過失がなかつたことを証明しないかぎり、一五条一項に規定された義務の不遵守により、自然人もしくは法人に直接生じた損害の責任を負う。

2 適格ト拉斯ツサービスプロバイダは、自己に過失がなかつたことを証明しないかぎり、本規則、とりわけ第一九条に規定された要件に対応しないことにより、自然人もしくは法人に直接生じた損害の責任を負う。

第一〇条 第三国からのト拉斯ツサービスプロバイダ

1 第三国において設立された適格ト拉斯ツサービスプロバイダと、その適格ト拉斯ツサービスプロバイダによって提供された適格証明書は、連合内で設立された適格ト拉斯ツサービスプロバイダによつて提供される、ト拉斯ツサービスと適格証明書として承認される。但し、第三国に由来する、当該適格サービスもしくは適格証明書が、連合と第三国もしくは国際組織の間の合意にもとづき、TFUOE一二八条に従い、承認されている場合に限る。

2 一項に関連して、当該合意は、連合内で設立された、適格ト拉斯ツサービスプロバイダにより提供される、適格ト拉斯ツサービスと適格証明書に適用される要件が、第三国もしくは国際組織におけるト拉斯ツサービスによつて、とりわけ個人データの保護、安全、監視に関して、守られるよう、確保する。

第一条 データ加工と保護

1 ラストサービスプロバイダと監視組織は、人のデータを加工する際には、指令95/46/ECに従い、公平かつ法にかなった処理を確保する。

2 ラストサービスプロバイダは、指令95/46/ECに従い、人のデータを加工する。かような加工は、証明書を発行しもしくは維持するためもしくはラストサービスを提供するのに必要な最小限に限定される。

3 ラストサービスプロバイダは、ラストサービスが提供される、人に関するデータの機密性と完全性について担保する。

4 国内法における仮名に与えられる法的効果を妨げることなく、加盟国は、ラストサービスプロバイダが、署名者の名前の代わりに電子署名証明書に仮名を表示することを妨げない。

第二条 障害者のアクセス可能性

提供されるラストサービスとサービス提供の際に用いられるユーザー製品は、できるかぎり障害者にもアクセス可能でなければならない。

第二節 監視

第一三條 監視組織

1 加盟国は、自己の領域内において、もしくは相互協定により、選定する加盟国の責任において、他の加盟国において、ふさわしい設立された組織を選定する。監視組織は、使命を行使するために必要な、監視上のもし

くは調査上の権限を有する。

2 監視組織は、以下の任務遂行の責を負う..

(a) 選定加盟国の領域内で設立されたトラストサービスプロバイダを、彼らが一五条に規定された要件を満たすよう確保するために、監視すること、

(b) 選定加盟国の領域内で設立された適格トラストサービスプロバイダと、彼らが提供する適格トラストサービスを、彼らと彼らが提供する適格トラストサービスが本規則の要件に対応することを確保するために、監視すること、

(c) 一九条二項(g)で言及されている情報とデータで、適格トラストサービスにより記録されたものが、適格トラストサービスの活動終了後も、当該サービスの継続性を担保するために、適当な期間の間、保存され、アクセス可能であるよう確保すること、

3 監視組織は、前年の監視活動の年次報告を、次年の第一・四半期末までに、委員会と加盟国に提出する。それには、少なくとも以下を含む..

(a) 監視活動の情報、

一五条二項に従い、トラストサービスプロバイダから受け取った違反通知の概要、

(b) 適格トラストサービスの市場と利用の統計、並びに、適格トラストサービスプロバイダ、彼らが提供する適格トラストサービス、彼らが利用する製品、顧客の一般的記述の情報。

4 加盟国は、委員会と他の加盟国に、選定した監視組織の名称と所在地を通知する。

5 委員会は、二項で言及された任務に適用される手続の定義に関し、三八条に対応して、委譲法を採用する権

限を有する。

6 委員会は、実施法により、三項で言及された報告の詳細、形式と手続を定義することができる。この実施法は、三九条二項で言及された検査手続に従い、採択される。

第一四条 相互援助

1 監視組織は、活動が首尾一貫した形で行われるよう、よき慣行を交換し、可能な限り迅速に、重要な情報と相互の援助を供給するために、協力する。相互の援助は、特に、情報の請求、一五、一六、一七条に言及されている安全検査に関する調査を実行するための要求などの、監視措置を含む。

2 援助要請を受けた監視組織は、以下に該当しない限り、拒絶できない。..

(a) 要請に応ずる権限を有しないか、

(b) 要請に応ずることが本規則と調和しない場合。

3 しかるべき場合には、監視組織は、他の加盟国監視組織の構成員が参加する、共同調査を実施することができる。

調査を実施する、ある加盟国の監視組織は、当該国の法に従い、調査作業を援助する監視組織構成員に委譲することができる。このような権限は、受入監視組織の構成員の指揮と関与の下でのみ実施できる。援助する監視組織の構成員は、受入監視組織の国内法に服する。受入監視組織は、援助監視組織構成員の行為について責を負つ。

4 委員会は、実施法により、本条に規定される相互援助の形式と手続について記載する。この実施法は、三九条二項で言及された検査手続に従い、採択される。

第一五条 トラストサービスプロバイダに適用される安全要件

1 連合の領域内に設立されたトランストサービスプロバイダは、提供するトランストサービスの安全性に対して生じたリスクに対処するために、ふさわしい技術的、組織的措置を実施する。これらの措置は、性質を考慮した上で、安全性レベルがリスクの程度にふさわしいことを確保する。特に、これらの措置は、安全性事故の影響を阻止し、最小化するために、並びに事故の有害な影響を利害関係者に通知するため、なされる。

一六条一項を害することなく、トランストサービスプロバイダは、ふさわしい措置が執られたことを確認するため、承認された独立組織による検査報告を、監視組織に送付することができる。

2 トランストサービスプロバイダは、不当な遅延なく、かつ可能なならば知ったときより二四時間以内に、権限ある監視組織、情報セキュリティについて権限ある国内組織、その他の関連第三者、例えば情報保護組織などに、提供するトランストサービスと、そこで維持されている個人情報に重大な影響をもつ、安全違反ないしは完全性の喪失を通知する。

ふさわしい場合、特に安全違反もしくは完全性の喪失が二国以上の加盟国にかかる場合には、関連する監視組織は、他の加盟国の監視組織、並びに欧州ネットワークと情報セキュリティ庁（ENISA）に通知する。

関連する監視組織は、違反の開示が公衆の利益にあると判断する場合には、また、公衆に告知もしくは、トランストサービスプロバイダにそうするよう要求できる。

3 監視組織は、年一回 ENISA と委員会に、トランストサービスプロバイダから受け取った違反通知の概要を提供する。

4 本条一項と二項を実施するために、権限ある監視組織は、トランストサービスプロバイダに拘束力ある指示を

なす権限を有する。

5 委員会は、一項で言及された措置の詳細を規定する点に関して、三八条に従い、委譲法を採用することができる。

6 委員会は、実施法により、一項から三項までの目的にふさわしく、その詳細、形式、期限を含めた手続を定義することができる。この実施法は、三九条二項において言及された検査手続に従い、採択される。

第六条 適格トラストサービスプロバイダの監視

1 適格トラストサービスプロバイダは、承認された独立組織によって年一回、プロバイダと提供する適格トラストサービスが本規則において規定されている要件を満たすことを確認するために、検査され、当該安全検査報告を監視組織に送付する。

2 一項にかかわらず、監視組織は、いつでも、自らのイチシアティブでもしくは委員会からの要請に応じて、適格トラストサービスプロバイダを、プロバイダと提供する適格トラストサービスが本規則に規定されている要件を満たすことを確認するために、検査することができる。監視組織は、個人情報保護ルールが守られていないと思われる場合には、検査の結果を情報保護機関に通知する。

3 監視組織は、安全検査報告に示された、要件不遵守を改善させるために、適格トラストサービスプロバイダに、拘束的指示を与える権限を有する。

4 三項に関連して、適格トラストサービスプロバイダが、監視組織によって設定された期限内に不遵守を改善しない場合には、当該プロバイダは、その適格性を失い、監視組織により、その地位が一八条に言及される信

頼リストにおいても同様に変更されることを通知される。

5 委員会は、本条一項、一五条一項、一七条一項において言及される検査を実施する独立組織が承認される要件の詳細に関する委譲法を三八条に従い採択する権限を有する。

6 委員会は、実施法により、一項、二項、四項の目的で適用される、詳細、手続、形式を定義できる。この実施法は、三九条二項で言及される検査手続に従い、採択される。

第一七条 適格トラストサービスの提供開始

1 適格トラストサービスプロバイダは、監視組織に、適格トラストサービスの提供を開始する意図を通知し、かつ監視組織に一六条一項に規定されたように、承認された独立組織により実施された安全検査報告を送付する。適格トラストサービスプロバイダは、上記の通知と安全検査報告を監視組織に送付した後に、適格トラストサービスを開始することができる。

2 関連文書が一項に従い監視組織に送付された後に、適格サービスプロバイダは、一八条で言及される信頼リストに、通知が送付されたことを明示しつつ、含められる。

3 監視組織は、適格トラストサービスプロバイダと当該プロバイダが提供する適格トラストサービスの本規則の要件との一致を確認する。

監視組織は、一項による通知がなされてのち遅くとも一ヶ月以内に、確認が肯定されてのちに、当該適格サービスプロバイダと提供する適格トラストサービスの適格性を信頼リストに記載する。

確認が一ヶ月以内に完了しない場合には、監視組織は、適格トラストサービスプロバイダに、遅延の理由と確認

完了の時期を記載して通知する。

4 一項で言及されている通知に服する適格トラストサービスは、三項に言及されるリストに含まれていないと
いう理由で、公共部門による行政上の手続ないし形式の遵守について拒否されない。

5 委員会は、実施法により、一項、二項、三項の目的のために、詳細、形式、手続を定義できる。この実施法
は、三九条二項で言及される検査手続に従い採択される。

第一八条 信頼リスト

- 1 各加盟国は、自己に権限ある適格サービスプロバイダに関する情報と、プロバイダが提供する適格トラスト
サービスの情報をともなう信頼リストを作成、維持、公表する。
- 2 加盟国は、一項において用意される信頼リストを安全な方法で、電子的に署名がされ、自動加工に適合的に、
作成、維持、公表する。
- 3 加盟国は、委員会に、遅滞なく、自国の信頼リストの作成、維持、公表の責を負う組織に関する情報と、リ
ストが公表される場所、信頼リストに署名する際に用いられる証明書、それらの変更についての詳細について
通知する。
- 4 委員会は、三項で言及されている情報を、自動加工に適する、電子署名形式で、公衆の用に供する。
- 5 委員会は、一項で言及されている情報の定義に關し、三八条に従い、委議法を採択する権限を有する。
- 6 委員会は、実施法により、一項から四項までの目的で適用される、信頼リストの技術的仕様と形式を定義す
ることができる。この実施法は、三九条二項で言及される検査手続に従い採択される。

第一九条 適格トラストサービスプロバイダの要件

- 1 適格トラストサービスプロバイダは、適格証明書を発行する際には、ふさわしい手段で、かつ国内法に従い、
適格証明書が発行される自然人もしくは法人の同一性とその他の特別な属性を確認する。
- かような情報は、適格サービスプロバイダもしくは、その責任で行動する、認可された第三者により以下の方法
で確認される。
- (a) 自然人もしくは法人の代表者の物理的外観により、あるいは
- (b) 遠隔で、(a)と適合する形で、通知スキームの下で、発行された電子本人確認手段を用いることで。
- 2 適格トラストサービスを提供する適格トラストサービスプロバイダは、
- (a) 必要な専門知識、経験、資格を有し、ヨーロッパあるいは国際標準に対応する管理手続を用い、セキュリティと個人情報保護ルールに関する適当な訓練を受けた、者を雇用し、
- (b) 損害賠償責任のリスクに、十分な財政を維持することもしくは責任保険によつて、耐えられ、
- (c) 適格トラストサービスを利用しようとする者に、契約を締結する前に、当該サービスの利用に関する詳細
な条項と条件を通知し、
- (d) 改変に對して保護されており、サポートされているプロセスの技術的安全性と信頼性を担保するよつて、
信頼できるシステムと製品を用い、
- (e) 提供された情報を確認できる形式で保管する、信頼できるシステムを用い、
- 情報の名宛人の同意が得られた後でのみ、公衆に利用可能となる
— 権限ある者のみが記入と変更をなしうる

情報は真正性のためにチェックされうる

改ざんとデータ盗難に対し措置を執り、

一定期間の、適格トラストサービスプロバイダにより送受信されたデータに関する情報の記録を、特に訴訟における証拠を提供する目的です。この記録は電子的にすることができる。

（h） 一三条二項(c)により、監視組織により出された措置に従い、サービスの継続性を確保する、更新された終了計画を有し、

（i） 一一条に従い、個人情報の合法的加工を確保する。

3 適格証明書を発行する適格トラストサービスプロバイダは、失効が生じた後一〇分以内に当該証明書の失効を自己の証明書データベースに記録する。

4 三項に関し、適格証明書を発行する適格トラストサービスプロバイダは、いかなる信頼当事者に対しても、自ら発行した適格証明書の有効性もしくは失効状態に関する情報を提供する。この情報は、いつでも、少なくとも証明書ベースで、信頼できる自動形式で、無償かつ有効に供される。

5 委員会は、実施法により、信頼できるシステムと製品の標準の参照番号を作成する。一九条に規定された要件との対応は、信頼できるシステムと製品が前記の標準に対応している場合には、推定される。この実施法は、三九条二項で言及された検査手続に従い採択される。委員会は、欧州連合公報において、この法を公表する。

第三節 電子署名

訳

翻

第二〇条 電子署名の法的効果と受容

1 電子署名は、それが電子的形式であるという理由のみで、法的効果や法的手続における証拠としての許容性を否定されない。

2 適格電子署名は、手書き署名と同等の法的効果を有する。

3 適格電子署名は、すべての加盟国において、承認され受容される。

4 適格電子署名より低いセキュリティレベルの電子署名が、とりわけある加盟国により、当該サービスに関係するリスクの適切な評価を基礎に、公共セクターにより提供されるオンラインサービスにアクセスするために要求される場合、少なくとも同じセキュリティレベルに対応する電子署名すべてが、承認され受容される。

5 加盟国は、公共セクターにより提供されるオンラインサービスへの国境を越えたアクセスについて、適格電子署名よりも高いセキュリティレベルの電子署名を要求してはならない。

6 委員会は、三八条に従い、本条四項で言及された電子署名の異なるセキュリティレベルの定義に関する、委譲法を採択する権限を有する。

7 委員会は、実施法により、電子署名のセキュリティレベルのための標準の参考番号を設定できる。六項に従い、採択された委譲法において定義されたセキュリティレベルとの一致は、電子署名がこれらの標準に対応する場合には、推定される。委譲法は、三九条二項で言及された検査手続に従い採択される。委員会は、この法を欧州連合公報で公表する。

第二一条 電子署名の適格証明書

1 電子署名の適格証明書は、付録Iに規定された要件を満たすものとする。

2 電子署名の適格証明書は、付録Iに規定された要件を越える義務的要件には服さないものとする。

3 電子署名の適格証明書が、最初の有効化の後に、失効した場合には、当該証明書は、その有効性を失い、そのステータスは、いかなる場合においても、有効性の更新によつて回復されない。

4 委員会は、付録Iに規定された要件の詳細に関して、三八条に従い委譲法を採択する権限を有する。

5 委員会は、実施法により、電子署名の適格証明書の標準の参考番号を設定することができる。付録Iに規定された要件との一致は、電子署名の適格証明書が、この標準に対応する場合には、推定される。実施法は、三九条二項に言及された検査手続に従い、採択される。委員会は、欧州連合公報にこの法を公表する。

第二二条 適格電子署名生成デバイスの要件

1 適格電子署名生成デバイスは、付録IIに規定された要件を満たすものとする。

2 委員会は、実施法により、適格電子署名生成デバイスの標準の参考番号を設定することができる。付録IIに規定された要件との一致は、適格電子署名生成デバイスがこの標準を満たせば、推定される。実施法は、三九条二項で言及された検査手続に従い採択される。委員会は、この法を欧州連合公報で公表する。

第二三条 適格電子署名生成デバイスの検定

1 適格電子署名生成デバイスは、実施法により委員会によって設定されるリストに含まれる情報機器製品のセ

キュリティ評価の標準の一つに従い実施されたセキュリティ評価プロセスに服したことを要件として、加盟国によつて委託された公的もしくは私的組織により検定を受けることができる。実施法は、三九条二項に言及された検査手続に従い採択される。委員会は、この法を、欧洲連合公報に公表する。

2 加盟国は、委員会とその他の加盟国に、一項で言及されたように、委託された、公的もしくは私的組織の名称と所在地を通知する。

3 委員会は、一項で言及された、委託された組織により満たされるべき特別要件の設定に関して、三八条に従い、委譲法を採択する権限を有する。

第二四条 検定を受けた、適格電子署名生成デバイスのリストの公表

1 加盟国は、委員会に、遅滞なく、二三条に言及された組織により検定された適格電子署名生成デバイスに関する情報を委員会に通知することとする。同じく、遅滞なく、委員会に、もはや検定を受けていない適格電子署名生成デバイスに関する情報を通知するものとする。

2 受け取つた情報に基づき、委員会は、検定を受けた、適格電子署名生成デバイスのリストを設定、公表、維持する。

3 委員会は、実施法により、一項の目的で適用される詳細、形式、手続を定義することができる。実施法は、三九条二項に言及されている検査手続に従い採択される。

第二十五条 適格電子署名の検証要件

- 1 適格電子署名は、高レベルの確実性で作成された場合にのみ有効とされる、すなわち署名時に・
 - (a) 署名の基礎となる証明書が、付録Iの規定に応ずるような適格電子署名証明書であること、
 - (b) 必要とされる適格証明書が真正で有効なこと、
 - (c) 署名有効化データが信頼当事者に提供されたデータに対応すること、
 - (d) 一義的に署名者を表示する一連のデータが正しく信頼当事者に提供されたこと、
 - (e) 仮名が使用された場合にその旨が信頼当事者に明確に表示されたこと、
 - (f) 当該電子署名が適格電子署名生成デバイスによって作成されたこと、
 - (g) 署名されたデータの完全性が犯されていないこと、
 - (h) 三条第七項に規定された要件が満たされていること、
- 2 署名を有効化するために利用されるシステムが信頼当事者に、検証プロセスの正しい結果を提供し、信頼当事者にセキュリティ上重要な問題を発見させること。
- 3 委員会は、一項の要件をさらに詳細に明記する委議法を三八条に従い採択する権限を有する。

第二六条 適格電子署名の適格検証サービス

1 適格電子署名のための適格検証サービスは、以下の、適格トラストサービスプロバイダによって提供される。

(a) 二五条一項に従い検証を提供し、かつ

(b) 信頼当事者に、自動的に検証プロセスの結果を受けることを認めるもので、この結果は信頼でき、効率性があり、適格検証サービスの提供者の、上級電子署名もしくは上級電子印章が付されているもの。

2 委員会は、実施法により、一項で言及された適格検証サービスの標準の参照番号を設定できる。一項(b)で規定された要件との対応は、適格電子署名の検証サービスが上記標準に対応する場合には、推定される。上記の実施法は、三九条二項に言及された検査手続に従い採択される。委員会は、欧州連合公報において、この法を公表する。

第二七条 適格電子署名の保存

1 適格電子署名保存サービスは、適格トラストサービスプロバイダによって提供され、そのものは、適格電子署名検証データの信頼性を、技術的有効期間を超えて延長することができる、手続と技術を用いる。

2 委員会は、第一項に規定された要件のさらなる詳細に關し、三八条に従い、委譲法を採択できる。

3 委員会は、実施法により、適格電子署名の保存標準の参照番号を設定できる。一項に規定された要件との対応は、適格電子署名の保存の措置が上記の標準と対応する場合には、推定される。上記の実施法は、三九条二項に言及された検査手続に従い採択される。委員会は、欧州連合公報において、この法を公表する。

第四節 電子印章

第二八条 電子印章の法的効果

1 電子印章は、それが電子形式であるという理由だけでは、法的効果と法的手続における証拠としての許容性は否定されない。

2 適格電子印章は、それが結びつけられているデータの由来と完全性を保証する法的推定を享受する。

3 適格電子印章は、加盟国すべてにおいて承認され受容される。

4 適格電子印章より低い電子印章安全確保レベルが、特に、加盟国により、公共セクタにより提供されるサービスにオンラインでアクセスするために、当該サービスに含まれるリスクの適切な評価を基礎として、要求される場合には、少なくとも同様の安全確保レベルと一致する電子印章はすべて受容される。

5 加盟国は、公共セクタにより提供されるオンラインサービスにアクセスするために、適格電子印章よりも高度の安全確保レベルをともなう電子印章を要求してはならない。

6 委員会は、四項において言及された電子印章の異なる安全確保レベルの定義に関する、三八条に従い、委議法を採択できる。

7 委員会は、実施法により、電子印章の安全確保レベルの標準の参考番号を設定できる。六項に従い採択された委譲法において定義された安全確保レベルとの対応は、電子印章がこの標準に対応する場合には、推定される。上記の実施法は、三九条二項において言及された検査手続に従い採択される。委員会は、この法を欧州連合公報において公表する。

第二十九条 電子印章のための適格証明書の要件

- 1 電子印章のための適格証明書は、付録Ⅲに規定されている要件を満たす必要がある。
- 2 電子印章のための適格証明書は、付録Ⅲに規定されている要件を越える、いかなる義務的な要件にも服さない。

- 3 電子印章のための適格証明書が、最初の有効化の後に失効した場合には、当該証明書は有効性を失い、そのステータスは、いかなる場合においても、有効性を更新することによって、回復されない。
- 4 委員会は、三八条に従い、付録Ⅲに規定された要件のさらなる詳細化に関する委譲法を採択する権限を有する。

- 5 委員会は、実施法により、電子印章のための適格証明書標準の参考番号を設定できる。付録Ⅲにおいて規定されている要件との合致は、電子印章のための適格証明書がこの標準と合致する場合には推定される。この実施法は、三十九条二項において言及されている検査手続に従い採択される。委員会は、欧州連合公報においてこの法を公表する。

第三十条 適格電子印章作成デバイス

- 1 二十二条は、適格電子印章作成デバイスの要件に準用される。
- 2 二十三条は、適格電子印章作成デバイスの検定に準用される。
- 3 二十四条は、検定された適格電子印章作成デバイスに準用される。

第三十一条 適格電子印章の検証と保存

二十五条、二十六条、二十七条は、適格電子印章の検証と保存について準用される。

第五節 電子タイムスタンプ

第三十二条 電子タイムスタンプの法的効果

1 電子タイムスタンプは、それが電子的形式であるという理由のみで、法的効果や法的手続における証拠としての許容性を否定されない。

2 適格電子タイムスタンプは、それが示す時とその時が結びつけられているデータの完全性を保証する法的推定を享受する。

3 適格電子タイムスタンプは、すべての加盟国において承認され、受容される。

第三十三条 適格電子タイムスタンプの要件

1 適格電子タイムスタンプは、以下の要件に合致する必要がある。..

- (a) それが正確にUTCと結びつけられ、発見できない形でデータが変更される可能性を排除すること、
- (b) それが正確な時間ソースにもとづいていること、
- (c) それが、適格トラストサービスプロバイダにより発行されていること、
- (d) それが、適格トラストサービスプロバイダの、上級電子署名もしくは上級電子印章、またはそれらと同等の方法を用いて、署名されていること。

2 委員会は、実施法により、正確な時とデータとの結合と正確な時間ソースについての標準の参照番号を設定できる。一項に規定された要件との合致は、正確な時とデータとの結合と正確な時間ソースが上記の標準と一致している場合には推定される。この実施法は、三十九条二項に言及されている検査手続に従い、採択される。委員会は、この法を欧州連合公報において公表する。

第六節 電子文書

第三十四条 電子文書の法的効果と受容

- 2 電子文書は、紙文書と等価とみなされ、その真正性と完全性の保証レベルを考慮しつつ、法的手続において、証拠として認められる。
- 3 当該文書を作成する権限ある者の、適格電子署名もしくは適格電子印章が付されている文書は、それが、自動で文書内容を変更できるような動的性質を含んでいないという条件下で、その真正性と完全性の法的推定を享受する。
- 4 委員会は、実施法により、二項で言及されている、公共セクタによりオンラインサービスのために、原本もしくは証明されたコピーが必要となる場合に、当該文書を作成する権限のある者により作成された電子文書で、由来する加盟国の国内法に従えば、原本もしくは証明されたコピーとみなされるものは、少なくとも、付加的要件なくして、他の加盟国においても承認される。
- 5 委員会は、実施法により、二項で言及されている、公共セクタによりオンラインサービスが提供される場合に加盟国法により署名もしくは印章付きの文書が要求される場合、承認されるための、電子署名と電子印章の

形式を定義することができる。この実施法は、三十九条二項に言及されている検査手続に従い、採択される。

第七節 適格電子送付サービス

第三十五条 電子送付サービスの法的効果

- 1 電子送付サービスを用いて送受されたデータは、特定の名宛人によって送受されたデータの完全性と、送受日時の確實性に関して、法的手続における証拠として許容される。
- 2 適格電子送付サービスを用いて送受信されたデータは、データの完全性と、適格電子送付サービスによつて示されたデータの送受信日時の正確性についての法的推定を享受する。
- 3 委員会は、三十八条に従い、電子送付サービスを用いて、データを送受信するための仕組みの仕様に関し、電子送付サービスの相互運用性を促進させる意図で用いられる、委譲法を採択する権限を有する。

第三十六条 適格電子送付サービスの要件

- 1 適格電子送付サービスは以下の要件を満たすものとする。
 - (a) それらは、一つもしくは複数の適格トラストサービスプロバイダにより提供されねばならない、
 - (b) それらは、送信者と、必要ならば、受信者の、一義的な特定を許すものでなければならぬ、
 - (c) データの送受信のプロセスは、適格トラストサービスプロバイダの上級電子署名もしくは上級電子印章により、データの変更が発見されない可能性を排除するように、確保されねばならない、
 - (d) データの送受信の目的のために必要とされる、データの変更は、明確に、データの送受信者に示されねば

ならない、

(e) 送受信、データの変更の日付は適格電子タイムスタンプで示されねばならない、

(f) 二つ以上の適格トラストサービスプロバイダの間でデータが移転される場合には、(a)から(e)の要件は、すべての適格トラストサービスプロバイダに適用される。

2 委員会は、実施法により、データ送受信のプロセスのための標準の参考番号を設定できる。一項に規定された要件の遵守は、データ送受信のプロセスが、この標準に合致している場合には、推定される。実施法は、三九条二項に言及されている検査手続に従い、採択される。委員会は、この法を欧州連合公報において公表する。

第八節 ウェブサイト認証

第三七条 ウェブサイト認証のための適格証明書の要件

- 1 ウェブサイト認証のための適格証明書は、付録IVに規定された要件を満たすものとする。
- 2 ウェブサイト認証のための適格証明書は、すべての加盟国において承認され、受容される。
- 3 委員会は、付録IVに規定された要件のさらなる詳細に關し、三八条に従い、委譲法を採択する権限を有する。
- 4 委員会は、実施法により、ウェブサイト認証のための適格証明書の標準の参考番号を設定できる。付録IVに規定されている要件の遵守は、ウェブサイト認証適格証明書がこの標準を満たす場合には推定される。実施法は、三九条二項に言及されている検査手続に従い採択される。委員会は、この法を欧州連合公報において公表する。

第三八条 委譲の行使

- 1 委譲法を採択する権限は、本条に規定された条件の下で、委員会に付与される。
- 2 八条三項、一三条五項、一五条五項、一六条五項、一八条五項、二〇条六項、二一条四項、二三条三項、二五条二項、二七条二項、二八条六項、二九条四項、三〇条二項、三一条、三五条三項、三七条三項の各条に規定された委譲法を採択する権限は、本規則の発効から不確定期間、委員会に付与される。
- 3 八条三項、一三条五項、一五条五項、一六条五項、一八条五項、二〇条六項、二一条四項、二三条三項、二五条二項、二七条二項、二八条六項、二九条四項、三〇条二項、三一条、三五条三項、三七条三項の各条に規定された委譲権限は、いつでも、欧州議会もしくは理事会により撤回されうる。撤回の決定は、当該決定において示された権限委譲を終了させる。それは、決定の欧州連合公報への公表の翌日もしくはそれより遅い特定日に生ずる。それは、既に施行されている委譲法の有効性に影響を与えない。
- 4 委員会は、委譲法を採択した場合には、直ちに、その旨を欧州議会と理事会に通知せねばならない。
- 5 八条三項、一三条五項、一五条五項、一六条五項、一八条五項、二〇条六項、二一条四項、二三条三項、二五条二項、二七条二項、二八条六項、二九条四項、三〇条二項、三一条、三五条三項、三七条三項の各条に従い採択された委譲法は、欧州議会もしくは理事会が通知後二週間以内に異議を表明しない場合もしくは当該期間経過前に、欧州議会と理事会が異議なきことを委員会に通知した場合にのみ、発効する。この期間は、欧州議会もしくは理事会のイニシアティブで二ヶ月延長することができる。

第五章 実施法

第三九条 委員会手続

- 1 委員会は、会議 (committee) によって補佐される。当該会議は、規則 182/2011 の意味での会議である。
- 2 本条が参照される場合、規則 182/2011 の五条が適用される。

第六章 末則

第四〇条 報告

委員会は、欧州議会と理事会に、本規則の適用について報告する。最初の報告は、本規則の発効より四年を超えない期間になされるものとする。それ以後の報告は、その後四年ごとにになされる。

第四一条 廃止

- 1 指令 1999/93/EC は廃止される。
- 2 廃止された指令への参照は、本規則への参照として解釈される。
- 3 指令 1999/93/EC の三条四項に従いその適合性が決定された安全署名生成デバイスは、本規則の下での適格署名生成デバイスとみなされる。
- 4 指令 1999/93/EC の下で発行された適格証明書は、失効しない限りで、しかし、本規則の発効から五年を超えない限りで、本規則の下での適格電子署名証明書とみなされる。

第四二条 施行

本規則は、欧州連合公報への公表に続く一〇日目に発効する。

本規則は、その全体として拘束力を有し、すべての加盟国に直接適用される。

ブリュッセルで署名

欧洲議会に代わり

議長

理事会に代わり

理事長

付録I 電子署名の適格証明書の要件

電子署名の適格証明書は、以下を含むものとする。..

(a) 少なくとも自動処理に適する形式において、当該証明書が電子署名適格証明書として発行されたことの表

示、

(b) 適格証明書を発行する適格トラストサービスプロバイダを一義的に示すデータ、少なくとも、プロバイダ
が設立されている加盟国を含み、かつ

— 法人については..公的記録に示されている名称と登録番号、

— 自然人については..氏名

(c) 署名者を一義的に示すデータセットで、その者に証明書が発行されており、少なくとも、署名者もしくは
仮名の名称を含むもの、

- (d) 電子署名生成データに対応する、電子署名検証データ、
 証明書の有効期間の開始と終了、
- (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)
- 当該適格トラストサービスプロバイダについて一義的な証明書アイデンティティコード、
 発行者である適格トラストサービスプロバイダの上級電子署名もしくは上級電子印章、
 (g)で言及及されている上級電子署名もしくは上級電子印章を支える証明書が手数料不要で入手できる場所、
 適格証明書の有効性を調査できる、証明書有効状態確認サービスの場所、
 電子署名検証データに関する電子署名生成データが適格電子署名生成デバイス内に存在する場合には、
 少なくとも自動処理にふさわしい形式による、この指示。

付録 II 適格署名生成デバイスの要件

- 1 適格電子署名生成デバイスは、技術的かつ手続的手段により、少なくとも以下の点を確保するものとする..
- (a) 電子署名生成のために用いられた電子署名生成データの秘匿性が確保されていること、
- (b) 電子署名生成のために用いられた電子署名生成データは、一回だけ生成される、
- (c) 電子署名生成のために用いられた電子署名生成データは、合理的な確実さにより、推論されえず、当該電子署名は、現在入手可能な技術を用いる偽造に対して保護されること、
- (d) 電子署名生成のために用いられた電子署名生成データは、正当な署名者により、他人による利用に対しても保護されること。
- 2 適格電子署名生成デバイスは、署名されるべきデータを変更してはならず、またかようなデータが、署名前

に署名者に提示されることを妨げてはならない。

3 署名者のために、電子署名生成データを生成しもしくは管理することは、適格トラストサービスプロバイダによつてなされる。

4 電子署名生成データを署名者のために管理する、適格トラストサービスプロバイダは、バックアップの目的で当該電子署名生成データを複製することができる。但し、以下の要件を満たすことを要する。

- (a) 複製データセットの安全性は、元のデータセットと同じレベルである必要がある、
- (b) 複製データセットの数は、当該サービスの継続性を確保するための最小限を超えてはならない。

付録III 電子印章の適格証明書の要件

電子印章の適格証明書は、以下を含むものとする。..

- (a) 少なくとも自動処理に適する形式において、当該証明書が電子印章適格証明書として発行されたことの表示、

- (b) 適格証明書を発行する適格トラストサービスプロバイダを一義的に示すデータ、少なくとも、プロバイダが設立されている加盟国を含み、かつ

- 法人については..公的記録に示されている名称と登録番号、

- 自然人については..氏名
- (c) 法人を一義的に示すデータセットで、その者に証明書が発行されており、少なくとも、公的記録に記載された名称と登録番号を含むもの、

- (d) 電子印章生成データに対応する、電子印章検証データ、
 証明書の有効期間の開始と終了、
- (e) 当該適格トラストサービスプロバイダについて一義的な証明書アイデンティティコード、
 発行者である適格トラストサービスプロバイダの上級電子署名もしくは上級電子印章、
 (g) で言及及されている上級電子署名もしくは上級電子印章を支える証明書が手数料不要で入手できる場所、
 適格証明書の有効性を調査できる、証明書有効状態確認サービスの場所、
 (i) 電子印章検証データに関する電子印章生成データが適格電子印章生成デバイス内に存在する場合には、
 少なくとも自動処理にふさわしい形式による、この指示。

付録IV ウェブサイト認証の適格証明書の要件

ウェブサイト認証の適格証明書は、以下を含むものとする。..

- (a) 少なくとも自動処理に適する形式において、当該証明書がウェブサイト認証適格証明書として発行されたことの表示、
- (b) 適格証明書を発行する適格トラストサービスプロバイダを一義的に示すデータ、少なくとも、プロバイダが設立されている加盟国を含み、かつ
- 法人については..公的記録に示されている名称と登録番号、
 - 自然人については..氏名
- (c) 法人を一義的に示すデータセットで、その者に証明書が発行されており、少なくとも、公的記録に記載さ

れた名称と登録番号を含むもの、

証明書が発行された法人の公的記録に記載された、アドレスのエレメント、少なくとも市と加盟国を含む、証明書が発行されている法人により運営されるドメインネーム、証明書の有効性の開始と終了、

適格トラストサービスプロバイダのために一義的である必要がある証明書アイデンティティコード、発行者である適格トラストサービスプロバイダの上級電子署名もしくは上級電子印章、(h)で言及及されている上級電子署名もしくは上級電子印章を支える証明書が手数料なくして入手できる場所、適格証明書の有効性を調査である、証明書有効状態確認サービスの場所。

(j) 例えども、Gisela Quiring-Kock, DuD 2013, 20; Spindler/Rockenbauch, MMR 2013, 139; Rohnagel/Johannes, ZD 2013, 65.